

<投票支援カード>

投票所(期日前投票所を含む)で、代理投票(投票所の係員が投票の秘密を侵すことなくお手伝いする制度)や他の支援が必要な場合に、「投票支援カード」をご提示いただくことで、必要な支援を受けることができます。

障がい者の方などで、投票所で支援が必要な方は、「その他の支援」の欄に、必要な支援事項(例:筆談、会場内の車椅子介助など)をご記入の上、投票所の係員に提示していただくと、必要な支援がスムーズに受け取ることができます。



切り取り線

投票の支援を希望します

必要な支援にチェックしてください。

代理記載(代理投票)

その他の支援

()

船橋市選挙管理委員会

※枠に沿って切り取り、投票所へお持ちください。